

条例第5号

宇和島市立公民館設置条例及び宇和島市立公民館使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月3日

宇和島市長

Handwritten signature of Takahashi Kenji in black ink.

宇和島市立公民館設置条例及び宇和島市立公民館使用条例の一部を改正する条例

(宇和島市立公民館設置条例の一部改正)

第1条 宇和島市立公民館設置条例（平成17年条例第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(名称及び位置等) 第2条 宇和島市の設置する公民館の名称、位置及び区域は、次のとおりとする。			(名称及び位置等) 第2条 宇和島市の設置する公民館の名称、位置及び区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	区域	名称	位置	区域
宇和島市立中央公民館 ～宇和島市立奥南公民館 （略）			宇和島市立中央公民館 ～宇和島市立奥南公民館 （略）		
宇和島市立喜佐方公民館	宇和島市吉田町河内甲72番地 <u>1</u>	喜佐方地区	宇和島市立喜佐方公民館	宇和島市吉田町沖村甲2325番地 <u>1</u>	喜佐方地区
宇和島市立立間公民館 ～宇和島市立北灘公民館 （略）			宇和島市立立間公民館 ～宇和島市立北灘公民館 （略）		
2 （略）			2 （略）		

(宇和島市立公民館使用条例の一部改正)

第2条 宇和島市立公民館使用条例（平成17年条例第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表(第6条関係)					別表(第6条関係)				
公民館区分	時間 区分	昼間 午前8時30分 ～午後5時30分	夜間 午後5時30分 ～午後10時	全日 午前8時30分 ～午後10時	公民館区分	時間 区分	昼間 午前8時30分 ～午後5時30分	夜間 午後5時30分 ～午後10時	全日 午前8時30分 ～午後10時
中央公民館～ 奥南公民館 (略)					中央公民館～ 奥南公民館 (略)				
喜佐方公民館	<u>大集会室</u>	330円	490円	4,400円	喜佐方公民館	<u>大会議室</u>	330円	490円	4,400円
	小会議室	110円	160円	1,430円		小会議室	110円	160円	1,430円
	<u>講座室</u>	<u>110円</u>	<u>160円</u>	<u>1,430円</u>					
						<u>和室(1)</u>	<u>110円</u>	<u>160円</u>	<u>1,430円</u>
						<u>和室(2)</u>	<u>110円</u>	<u>160円</u>	<u>1,430円</u>
						<u>多目的室</u>	<u>110円</u>	<u>160円</u>	<u>1,430円</u>
						<u>(1)</u>			
						<u>多目的室</u>	<u>110円</u>	<u>160円</u>	<u>1,430円</u>
				<u>(2)</u>					
	<u>調理実習室</u>	220円	330円	2,970円		<u>調理室</u>	220円	330円	2,970円
立間公民館～ 北灘公民館 (略)					立間公民館～ 北灘公民館 (略)				

備考

- 1 冷暖房設備、\_\_\_\_\_ガス器具等を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を上記使用料に加算する。
- 2～5 (略)

備考

- 1 冷暖房設備、シャワー設備、ガス器具等を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を上記使用料に加算する。
- 2～5 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他の喜佐方公民館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。